



フレッシュ生衛信州 令和6年3月号

生活衛生同業組合へ加入しましょう

生活衛生同業組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、業界の健全な振興、衛生水準の向上並びに利用者・消費者サービスの向上等を目的として、自主的な活動を行っている法人です。組合加入は多くのメリットがあります。たとえば

- ・日本政策金融公庫の生活衛生融資を有利な条件で利用できます。
- ・各種共済や保険制度に、一般より安い掛金で加入でき、保険料が節約できます。
- ・経営に必要な情報を迅速に入手できます。
- ・講習会、研修会等に無料で参加できます。
- ・経営、税務、法律などの無料相談が受けられます。

組合に関するお問い合わせは県内の各生活衛生同業組合へ

組合名	TEL	組合名	TEL
長野県鮭商生活衛生同業組合	026-234-6555	長野県ホテル旅館生活衛生同業組合	026-266-7575
長野県社交飲食業生活衛生同業組合	026-235-2131	長野県美容業生活衛生同業組合	026-228-0404
長野県そば商生活衛生同業組合	026-233-3833	長野県興行生活衛生同業組合	0266-24-0002
長野県料理業生活衛生同業組合	0263-72-2020	長野県クリーニング生活衛生同業組合	026-267-4050
長野県食肉生活衛生同業組合	026-233-0795	長野県理容生活衛生同業組合	0263-33-6650
長野県飲食業生活衛生同業組合	026-228-0975	長野県公衆浴場業生活衛生同業組合	0268-22-5678

生税務講習会、融資連絡会議、意見交換会を開催しました



2月14日、長野市のホテル国際21で、各組合の理事長らが出席して「税務講習会」、「融資連絡会議」、「生活衛生同業組合意見交換会」を開催しました。

「税務講習会」は、当指導センター顧問税理士の堀越倫世氏に「遺言書の種類と活用」と題してご講演をいただきました。遺言書作成のメリット、遺言書の種類とそれぞれのメリット・デメリット、作成する上で注意すべきことなどを大変わかりやすくご説明いただきました。出席者からは多くの質問があり、遺言書の活用について改めて理解を深める機会となりました。

「融資連絡会議」では、日本政策金融公庫長野支店国民生活事業統轄の宮川剛氏から、「日本公庫の融資動向と最近の取組み」について説明がありました。コロナ関連貸付の融資後の状況について、条件変更や追加融資を実施した先は令和5年9月末時点で25.9%あり、返済相談には寄り添って対応していくとのことのお話がありました。また、成長分野の取組みや電子契約の開始などについても説明がありました。



続いて、長野県生活衛生営業指導センターの玉井相談室長が「衛経融資の実績推移と留意点」について説明。最近1年間の融資実績の推移や、活用を図る上での留意点などを説明しました。



本年度2回目となる「生活衛生同業組合意見交換会」では、最初に県食品・生活衛生課から振興指針の改正などについて説明がありました。

次に、事務局から衛生水準の確保・向上事業の実施状況を報告。組合員の新規加入の状況などについて意見交換を行いました。事務局から、生衛組合による高齢者の生活支援の事例なども紹介し、各組合から活発な意見や要望が出されました。



「Sマーク」は安全・安心のしるしです！

Sマーク（標準営業約款制度）は、消費者・利用者を守るために法律で定められた制度です。この制度にもとづいて、厚生労働大臣が認可した約款に従って営業している県下の「理容店」「美容店」「クリーニング店」「めん類飲食店」「一般飲食店」では、店頭や店内に「Sマーク」を掲げており、安心と安全を約束する「信頼のできるお店」といえます。

Sマークの「S」は3つのSの頭文字です。

Safety	安全であること
Standard	安心であること
Sanitation	清潔であること

未加入店の事業主の方は、ぜひ加入をご検討ください。

問い合わせ先 長野県生活衛生営業指導センター
電話：026-235-3612



センター専門相談窓口をご利用ください

長野県生活衛生営業指導センターでは、新型コロナウイルス感染症により経済的影響を受けている生活衛生営業者の皆様からの幅広い相談に、ワンストップで対応できる専門相談窓口を開設しています。

1 個別相談の実施内容

専門家（中小企業診断士・社会保険労務士・税理士・弁護士・行政書士）及び経営指導員が相談に応じます。相談は無料です。

- 相談内容**
- ①国の支援施策の利用・申請
 - ②県・市等支援施策の利用・申請
 - ③生活衛生貸付等融資の利用
 - ④コロナ禍における経営相談等

- 相談場所**
- ①長野県生活衛生営業指導センター（長野市妻科）
 - ②営業店舗等 ※専門家を派遣します



2 申込方法

[「無料相談申込書」（4月号最終ページに掲載）](#)をFAX送信（または、電話・メールで連絡）してください。センターで相談内容を確認し、専門家との日程調整などを行います。

問い合わせ先 長野県生活衛生営業指導センター 電話：026-235-3612

令和6年3月の行事予定

- 3月21日（木） 14:00～ 後継者育成支援協議会
- 14:30～ 指導センター及び連合会理事会（長野市 ホテル国際21）

公益財団法人 長野県生活衛生営業指導センター

[一般社団法人 長野県生活衛生同業組合連合会]

〒380-0872 長野市南長野妻科 426-1 長野県建築士会館 3F

電話：026-235-3612 FAX：026-234-0369 E-mail：naganocenter@seiei.or.jp